

入 札 公 告

次のとおり競争入札に付します。

令和 7 年 10 月 17 日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 仕様書による
- (4) 履 行 期 間 仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書「21 派遣元事業主の資格に関する事項」(1)に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去 6 か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和 7 年 11 月 7 日（金）
上記 3 の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

6 入札書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 11 月 6 日（木）17 時 00 分

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

7 開札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 7 日（金）11 時 00 分

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 会議室

8 入札方式

最低価格落札方式

9 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記 3 の場所及び当センターホームページ上において公告する。

日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式

期 日	業務内容	備考
10月17日 金	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会(実施しない)	
10月22日 水 17:00	質問書提出期限	
10月24日 金 17:00	質問書回答期限	
10月29日 水 17:00	履行確約書等提出期限	
10月31日 金 17:00	入札参加可否通知期限	
11月6日 木 17:00	入札書提出期限	
11月7日 金 11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 入 札 事 項 | 日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式 |
| 2 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 入札書提出期限
及び提出場所 | 令和7年11月6日（木）17時00分
日本司法支援センター本部
総務部財務会計課第二係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 4 開札日時及び場所 | 令和7年11月7日（金）11時00分
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 5 契 約 予 定 日 | 令和7年11月7日（金） |
| 6 履 行 期 間 | 別添仕様書のとおり |
| 7 参 加 資 格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 仕様書「21 派遣元事業主の資格に関する事項」(1)に掲げる条件を満たす者であること。

(5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8 入 札 参 加 条 件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【入札書類提出】日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣一式 ○○社」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和7年10月31日（金）17時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) **「結果通知書」**（別添参照）…………… 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1部
- (4) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (5) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…………… 1部
- (6) **仕様書「21 派遣元事業主の資格に関する事項」(1)の要件を満たすことを証する書面（写し）**…………… 各1部

提出期限 **令和7年10月29日（水）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、本件業務に係る一人1時間当たりの金額（単価）を整数で記載すること（労働基準法第28条に基づく、最低賃金法の規定における最低賃金以上の金額（単価）とすること。）。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された単価により単価契約とする。ただし、消費税及び地方消費税は外税とし、請求書に明示して併せて請求するものとする。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

エ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記３の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式の入札書在中**」と朱書きすること。郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない入札者による入札

イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

(1) 開札は、入札実行者の面前で行う。

(2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

(4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

11 落札者の決定

(1) 上記8の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

(4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第17条第1項に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としがない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記5の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記14の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和7年10月22日（水）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和7年10月24日（金）17時00分**

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電話番号 : 050-3381-1573

FAX番号 : 03-5358-1058

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣一式 仕様書に関する質問について」〇〇社

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
納付を免除する。
- (3) 費用の自己負担
入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

労働者派遣仕様書

この労働者派遣仕様書は、「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣」の概要を示すものである。

1 業務内容

- (1) 日本司法支援センターの民事法律扶助業務に係る事務
パソコンを使用して、基幹業務システムに利用者申請情報等をデータ入力するもの。
- (2) 電話対応・来客対応
- (3) 文書の収受発送
- (4) 会議等の資料・書類作成
- (5) ファイリング、ラベリング及び文書廃棄等、一般事務補助並びにそれに付随する業務

2 派遣労働者の条件

- (1) データ入力及び一般事務の業務経験があること。
- (2) 基本的なパソコン操作及び Microsoft office の Word、Excel の文書作成、表計算等が支障なく行えること。
Word、Excel については、自らレイアウトして文章・表の作成、書式の編集等ができること。
- (3) 電話対応・来客対応等において、一般的なビジネスマナーを有しており、コミュニケーション能力を十分に身に着けていること。

3 派遣労働者の確保

(1) 通知書の提出

派遣元事業主は、上記 2 派遣労働者の条件に見合った派遣労働者を選定し、就業開始日の 5 日前までに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 35 条 1 項各号に掲げる事項を記載した、派遣労働者に係る通知書を提出すること。通知書の提出後の派遣労働者の変更は、原則として不可とする。

(2) 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により勤務できない場合には、派遣元事業主が責任を持って代替人員の確保に努めること。

- 4 派遣先事業所の名称及び所在地（就業場所）
日本司法支援センター本部 第一事業部民事法律扶助課
東京都中野区本町 1－32－2 ハーモニータワー 9 階
- 5 組織単位
本部 第一事業部 民事法律扶助課
- 6 派遣期間
令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 7 派遣人員数
3 名
- 8 就業日
上記 6 派遣期間中の月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。
- 9 就業時間
午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分まで。
休憩時間は正午から午後 1 時までの 60 分間とする。
時間外勤務や遅刻早退、時間外労働等の端数計算の単位は 5 分単位とする。
なお、必要に応じて労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令の規定に基づき時間外勤務（1 か月 45 時間、年 360 時間以内）を命ずることがある。
- 10 時間外労働
1 日の労働時間が 8 時間を超えた場合、その超過勤務時間における料金については 25%割増しとする。なお、月 60 時間を超えた場合は 50%割増しとする。深夜残業（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）の場合は、その深夜残業の勤務時間について 25%割増しとする。
- 11 指揮命令者
本部民事法律扶助課長
詳細は、本契約締結後、派遣元責任者に通知する。

12 派遣先責任者

上記 11 に同じ

13 派遣元責任者

本契約締結後速やかに決定し、派遣先責任者に連絡すること。

14 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元事業主は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関連法令の定めに従い快適な作業環境の保持に努めるものとする。

15 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

ア 派遣先 日本司法支援センター本部総務部人事課長補佐

氏名及び連絡先は、本契約締結後、派遣元責任者に通知する。

イ 派遣元事業主 本契約締結後速やかに決定し、派遣先責任者に連絡すること。

(2) 苦情処理方法、連絡体制等

派遣先が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

派遣元事業主が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

16 労働者派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約解除の事前申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない本契約の解除を行った場合には、派遣先の関係部署での就業をあっせんする等により、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保

を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは 30 日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が 30 日に満たないときは当該解雇の日の 30 日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除理由の明示

派遣先は、本契約の期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、本契約の解除を行う理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

17 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣先は、労働者派遣の終了後、当該派遣労働者を雇用する場合には、その旨を事前に派遣元事業主に対して明らかにすることとする。

18 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし（付与される権限なし）

19 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。

20 個人情報の保護及び守秘義務

派遣元事業主及び派遣労働者は、本契約において派遣労働者が従事する業務（以下「本業務」という。）の性質上、個人情報が本人のプライバシーに係る重要な情報であることを認識し、個人情報を漏らし、又は本業務以外の目的に利用してはならず、また、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関連法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期することとする。

これらは、本契約終了後においても同様とする。

21 派遣元事業主の資格に関する事項

(1) 派遣元事業主は、以下の条件を満たしているものとする。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を受けている者であること。

イ 労働者派遣法第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(2) 次の各号のいずれかに該当した場合は、派遣元事業主となることができない。本契約の締結後に派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、派遣先は、本契約を解除することができる。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ウ 役員等が刑事事件により起訴され、有罪判決が確定したとき。

エ 労働局から過去2年以内に労働者派遣法に基づく事業改善命令を受けたとき。

オ 威圧その他の方法により、公正かつ円滑な入札を妨げたとき。

カ 公租公課を滞納したとき。

キ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

22 その他

(1) 本派遣は紹介予定派遣及び派遣受入期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣ではない。

(2) 派遣労働者は協定対象派遣労働者に限定する。

(3) 本契約は時間単価契約（通勤に関する費用、社会保険料その他費用を含む。）とし、契約時間を超えて就労した場合には、その分を加算する。なお、派遣労働者の休暇、遅刻、早退等で就労した時間が契約時間に満たない場合には、その分を支給とする。

(4) 派遣先は、本業務の実施に問題が生じたと判断した場合は、派遣元事業主に対し、業務改善を求めることができる。この場合、派遣元事業主は、直ちに誠意をもって対処し、その結果を書面にて報告しなければならない。

(5) 派遣労働者は、欠勤又は遅刻をする場合には、就業開始時間より前に指揮命令者又はその代理の者に対し、電話等で連絡するものとする。派遣労働者がこれを怠る場合又は業務遂行に支障があるほど頻繁に欠勤、遅刻又は早退を繰り返すときは、上記(4)の「本業務の実施に問題が生じたと判断した場合」に該当するとして、派遣元事業主

に対し、改善を求めることができるものとし、派遣元事業主は具体的な改善策を提示し、その了解を得た上で、速やかに実施すること。

- (6) 派遣先は、派遣先の労働者が通常利用している施設等の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、派遣先と派遣元事業主が協議して決定する。

以上

質 問 書

件名：

「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格 A 列 4 番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年10月17日付け公告の「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年10月17日付け公告の「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入札書

入札物件名 日本司法支援センター本部民事法律扶助課での
事務業務に関する人材派遣 一式

	万	千	百	十	円
金					

(一人1時間当たりの単価・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名
又は
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

代 理 人 使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務に関する人材派遣 一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復 代 理 人 住所・連絡先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

労働者派遣契約書

日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●（派遣事業許可番号 派一●●）（以下「乙」という。）は、以下のとおり、日本司法支援センター本部民事法律扶助課での事務業務（以下「本件業務」という。）に係る労働者派遣契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が派遣する労働者が、別添仕様書に記載する就業場所において、別添仕様書に記載する業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（派遣期間等）

第2条 派遣期間は、別添仕様書のとおりとする。

2 就業時間は、別添仕様書のとおりとする。

3 安全及び衛生に関する事項等については、別添仕様書のとおりとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、1時間当たり金●●●円（消費税及び地方消費税額を含まない。）とする。

2 1か月における就業時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は全て5分単位（5分未満切り捨て）で計算するものとする。

3 就業時間を超えての就業は原則として行わないが、就業時間を超えて就労した場合（次項において「時間外労働」という。）については、第1項の金額を1時間当たりの単価とする。ただし、1日の実働時間が8時間を超える場合の単価については、第1項の金額に別添仕様書に定めた率を加算した額を、1時間当たりの単価とする。

4 前項の増額調整分の算出に当たっては、1か月における時間外労働の時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は全て5分単位（5分未満切り捨て）で計算するものとする。

5 遅刻、早退等の理由により、就業時間に満たない時間については、5分単位（5分未満切り捨て）で、就業時間から減ずるものとする。

（報告及び確認）

第4条 乙は、毎月、本契約により派遣される労働者が従事した当該月の業務実績について、書面により甲に報告する。

2 甲は、乙から前項の報告があり、報告内容に疑義がない場合は、乙に対し、10日以内に当該月の本件業務の履行を確認した旨を通知する。

3 第1項の報告に疑義がある場合は、甲乙協議の上、修正の要否について決定し、修正を要する場合、乙は、改めて修正後の当該月の業務実績について、第1項の報告を行う。

(契約代金の請求及び支払)

第5条 乙は、甲から前条第2項の通知を受領したときは、第3条に定める単価に基づいて計算した当該月分の契約代金をその翌月以降速やかに甲に請求するものとする。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、契約代金に対する年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第6条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第7条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(甲の契約解除権等)

第8条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価(契約締結後に契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価。以下同じ。)に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第9条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約解除の方法)

第10条 甲及び乙は、第8条によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。この場合には、甲及び乙は、契約を解除しようとする日の1か月前までに、相手方に対し書面をもってその旨を通知しなければならない。ただし、甲及び乙は、相手方がこの契約に重大なる違反を犯したときは、直ちに契約を解除することができるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第11条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項のこの契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、この契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 16 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 17 条 甲は、第 13 条及び第 14 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第 13 条、第 14 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第 13 条、第 14 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 18 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(過失責任)

第 19 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 20 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(秘密の保持)

第 21 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 22 条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 24 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 ●●●●●●
代表取締役 ●● ●●
(登録番号 T-*****)